

一般競争入札による市有財産貸付け
(自動販売機の設置)

応募要領

亀山市総合政策部財務課
契約管財グループ

目 次

1	入札物件（貸付物件）	P 1
2	入札参加申込資格	P 1
3	契約上の主な条件	P 1
4	入札参加の申込みの方法	P 3
5	入札保証金の納付と還付	P 4
6	入札及び開札	P 4
7	入札の無効	P 5
8	落札者の決定方法	P 6
9	契約の締結	P 6
10	貸付代金の支払方法	P 6
11	予定価格（最低貸付価格）	P 7
12	入札に関する質問	P 7
13	その他	P 8
14	貸付物件一覧	P 9
15	提出書類様式	P 10
16	位置図	P 17

1 入札物件（貸付物件）

（別表）に掲げる施設の一部を貸付けるものとする。

2 入札参加申込資格

本案件の入札に参加できるものは、入札公告日において、市内に住所を有する個人又は、市内若しくは四日市市、鈴鹿市、津市に事務所又は事業所（営業所を含む。）を有する法人で、参加申込書を提出した日から落札決定日までの間において、次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定に該当しない者

（2）亀山市契約規則（以下「規則」という。）第2条第5項の規定による入札参加資格者名簿に自動販売機・受付機又は食料品の登録がされている者

（3）亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱（平成17年亀山市告示第6号）による資格（指名）停止を受けている期間中の者でないこと。

（4）市税等に滞納がない者

亀山市市税等の滞納者に対する行政サービスの制限の措置に関する条例及び取扱要領の規定により調査をする。

（5）過去2年間において、自動販売機設置運営事業の実績を有する者

3 契約上の主な条件

（1）貸付契約の内容

本貸付契約は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付け（賃貸借契約）である。

（2）貸付期間

貸付期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間とする。

（3）必要経費等

自動販売機（以下「自販機」という。）の設置（新規に引込む電気工事含む。）及び撤去に要する工事費、移転等の一切の費用は設置事業者の負担とする。また、光熱水費は子メータの設置を原則とし、設置事業者の負担とする。

（4）貸付けの制限

次のことを遵守すること。

- ① 貸付物件を指定用途以外の用途に使用しないこと。
- ② 貸付物件を第三者に転貸し、又は、それに類似する行為をしないこと。
- ③ 本件貸借権を第三者に譲渡し、または他の権利を設定しないこと。
- ④ 自販機を設置する面積は、市の指定した面積とともに、省エネ対策を施した消費効率の良い機種や、災害対応型の機種の設置に努めること。
- ⑤ 酒類の販売は行わないこと。
- ⑥ 障がいをお持ちの方に配慮した自販機の設置に努めること。
- ⑦ 設置事業者は、自販機の売上状況の報告を貸付年度終了後30日以内に提出すること。

（5）維持管理責任

次のことを遵守すること。

- ① 商品の補充、金銭管理等の自販機の維持管理は設置事業者の責任において行うこと。
- ② 賞味期間等に注意を払い、販売品の衛生管理に努めること。
- ③ 自販機の故障、問い合わせ及び苦情処理については、設置事業者の責任において対応すること。

（6）使用済み容器の回収ボックスの設置及び管理

- ① 使用済み容器の回収ボックスは、原則として自販機 1 台に 1 個の割合で設置し、周辺環境に配慮したものとすること。
- ② 回収ボックスからの容器の回収と処理は、設置事業者の責任において行うこと。回収頻度については、回収ボックスから容器が溢れないよう十分配慮するとともに、周辺環境の美化に努めること。

(7) 原状回復

貸付物件は、貸付期間が満了したときは、市の指定する期日までに原状に回復して返還すること。ただし、貸付期間の満了前に、次の貸付期間にも引き続き同じ貸付物件を使用することが明らかになった場合は、当該貸付物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができる。

4 入札参加の申込みの方法

(1) 受付期間

令和 2 年 2 月 3 日（月）から同月 17 日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（郵送の場合は 17 日必着）

(2) 受付場所

亀山市本丸町 577 番地

亀山市役所 2 階 総合政策部財務課

申込み書類は郵送又は持参とする。

(3) 必要書類

- ① 市有財産貸付け一般競争入札参加申込書兼受付書（様式 1）
- ② 過去 2 年間の、自動販売機運営事業実績を確認できるもの（規則第 11 条第 1 項第 2 号による入札保証金の免除を希望するものは該当することがわかるもの）
- ③ 市税等納付状況調査同意書（様式 2）

※市内に住所を有する個人又は、市内に事務所等を有する法人のみ。

④ 本店の所在する市税の納税（完納）証明書（提出日から前6箇月以内に発行されたもの）

※四日市市、鈴鹿市又は津市に事務所等を有する法人のみ。

⑤ 入札保証金提出書（様式3）

金額欄は、入札保証金額を記入すること。

⑥ 入札保証金納付証明書（様式4）

金額欄は、入札保証金額を記入すること。

※金融機関の証明書貼付欄は、入札参加申請時には貼付を要せず、入札時に領収印が押印された納入通知書兼領収書を貼付し、改めて提出すること。

⑦ 入札保証金の免除を希望するものは規則第11条第1項第2号に該当することがわかるもの（提出する場合は⑤～⑥は不要）

5 入札保証金の納付と還付

入札に参加するまでに入札保証金を納付すること。ただし規則第11条第1項第2号に該当する場合は、免除とする。

（1）入札保証金は入札金額の5%以上の金額とする。

（2）入札保証金は、市が交付する納付書で納付し、納入通知書兼領収書を入札保証金納付証明書（様式4）に貼付すること。

（3）落札者以外の方の入札保証金は振込による返還とする。

① 落札者以外の方の入札保証金は、あらかじめ入札者の方に指定のあった金融機関の口座への振込による返還とする。

② 返還は、金融機関への振込手続きの関係上数日を要する。

③ 保証金には利息が付かないこととする。

6 入札及び開札

（1）日時

令和2年2月26日（水）

- ・入札開始時刻 午後 1 時 30 分
- ・開札時刻 入札後直ちに実施

(2) 場所

亀山市本丸町 577 番地

亀山市役所 3 階 理事者控室

(3) 必要書類等

① 入札書 (様式 5)

- ・入札書は市指定の様式を用いること。
- ・記名押印を忘れずに、入札参加資格者名簿に使用した印を使用すること。
- ・金額の前に￥を記入し、算用数字を使用すること。
- ・貸付物件の合計の 1 年分の金額を記入すること。※消費税及び地方消費税に相当する額 (100 分の 10) を除いた額
- ・金額を書き損じたときは、新たな用紙に書き直すこと。
- ・入札書の封筒は、3箇所に割印すること。
- ・一度提出した入札書の変更又は取消しは認めない。

② 委任状 (様式 6)

- ・代理人によって入札される方のみ必要。
- ・委任状には代理人と委任者の印が押印されていること。

7 入札の無効

- (1) 本要領を遵守しないとき
- (2) 入札金額が入札保証金の 20 倍を超えた入札をしたとき
- (3) 代理人による入札の際、委任状を提出していないとき
- (4) 代理人による入札の際、委任状に委任者の実印及び代理人の印が押印されていないとき
- (5) 同一事項の入札に対し 2 以上の入札をしたとき
- (6) 入札書の記載事項が確認できないとき
- (7) 入札書の金額を訂正したとき

- (8) 郵便等により、入札書を送付してきたとき
- (9) 入札参加申込資格のない者が行ったとき
- (10) 入札者が協定して入札したとき
- (11) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき
- (12) 予定価格（最低貸付価格）から消費税及び地方消費税に相当する額（100分の10）を除いた額未満の金額で入札したとき
- (13) 所定の様式の入札書を用いなかったとき
- (14) 入札保証金提出書の名義と異なる名義で入札したとき
- (15) 入札心得に示した無効の要件に該当する入札を行ったとき

8 落札者の決定方法

- (1) 予定価格（最低貸付価格）から消費税及び地方消費税に相当する額（100分の10）を除いた額以上で最高の価格をもって入札した方を落札者とする。
- (2) 落札価格となるべき価格を入札した方が2名以上いる場合には、直ちにくじによって落札者を決定する。

9 契約の締結

- (1) 貸付契約書は2通作成し、お互い1通保有する。
- (2) 落札者以外の名義で契約は無効とする。
- (3) 契約期限までに契約を締結しない場合は、入札保証金は市に帰属する。
- (4) 貸付契約の締結及び履行に関して必要な費用は、落札者の負担とする。
 - ① 貸付契約書に貼付する収入印紙

10 貸付代金の支払方法

契約保証金を貸付契約締結の際に10%以上を納付すること。

(注1) その後、貸付契約締結の日から30日以内に、当初の年

度の貸付料を、また、次年度の貸付料については、当該年度の4月30日までに、いずれも亀山市が発行する納付書で納付すること。

(注1) 入札にあたって納付された入札保証金は契約保証金に充当することができる。

1.1 予定価格（最低貸付価格）

(別表) 貸付物件一覧のとおりとする。なお、価格は、貸付物件の施設の合計の1年分の金額であり、消費税及び地方消費税に相当する額（100分の10）は含んでいない。

1.2 入札に関する質問

当該入札に対する質問は、次のとおり書面により提出すること。

(1) 提出期間

令和2年2月3日（月）から同月17日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く）の午前8時30分から午後5時15分まで（郵送の場合は必着）。

(2) 提出場所

参加申込の受付場所と同じ。

(3) 提出方法

郵送、持参、ファクシミリ及び電子メールにて受け付ける。ただし、ファクシミリ又は電子メールの場合は必ず確認の電話をすること。

ファクシミリ 0595-82-9955

メール keiyakukanzai@city.kameyama.mie.jp

電話 0595-84-5025

(4) 質問に対する回答

令和2年2月20日（木）午後5時15分までに参加申込書提出業者全員にファクシミリ又は電子メールにて行うものとする。

1 3 その他

- (1) 入札参加申込後の参加辞退は自由であり、辞退しても今後不利益となるような取扱いはしない。
- (2) 本入札及び契約後において、不正又は不誠実な行為があった場合は、適切な措置を講じるものとする。